

訴 状

平成23年5月12日

名古屋地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 滝 田 誠 一

弁護士 新 海 聡

外9名

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

愛知県議会議員政務調査費住民訴訟事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、自由民主党愛知県議員団に対し、金3598万7096円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、民主党愛知県議員団に対し、金3795万1169円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、公明党愛知県議員団に対し、金862万7860円を支払うよう請求せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

- 1 当事者

- (1) 原告らは、愛知県内に住居を有する愛知県民である。
- (2) 被告は、愛知県知事であり、地方自治法242条の2第1項第4号の執行機関として、愛知県が有する不当利得返還請求権を行使する義務を負う者である。
- (3) 訴外自由民主党愛知県議員団、民主党愛知県議員団、公明党愛知県議員団は、いずれも、愛知県議会内で同一の行動をとるために愛知県議会議員によって構成され、愛知県から政務調査費の支給を受けている会派で、権利能力なき社団である。

2 政務調査費の支給に関する条例

- (1) 愛知県においては、地方自治法100条14項を受けて制定された愛知県議会における政務調査費の交付に関する条例（甲1：以下「本件条例」という。）3条1項において、愛知県議会の各会派に対し、一月につき50万円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を政務調査費として交付する旨規定している。
- (2) 政務調査費の使途基準

本件条例8条1項は政務調査費の使途として調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務費・人件費の8項目を定め、同2項は、上記使途基準について議会の議長が定める旨規定している。 これを受けて、愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する規程（甲2：以下「本件規程」という。）4条及び別表では、使途基準を下表のとおり定めている。

費 用	内 容
調査研究費	会派（会派から調査研究活動を委託された所属議員を含む）

	以下同じ。) が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する調査委託費、交通費、宿泊費等の経費
研 修 費	会派が行う研修会、講演会等の実施並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する議員の参加に要する会場・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等の経費
会 議 費	会派が行う各種会議に要する会場・機材借上費、資料印刷費等の経費
資料作成費	会派が行う調査研究に必要な資料の作成に要する印刷・製本代、原稿料等の経費
資料購入費	会派が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する書籍購入代、新聞雑誌購読料等の経費
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報に要する広報紙・報告書等印刷料、送料、交通費等の経費
事 務 費	会派が行う調査研究に係る事務の遂行に要する事務用品・備品購入費、通信費等の経費
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する給料、手当、社会保険料、賃金等の経費

(3) 政務調査費の収支報告及び返還請求の規定

ア 本件条例 9 条は、会派の代表者に対して、政務調査費に関する収支報告書の提出を義務付けている。そして、同 10 条は、議会の議長が政務調査費の適正な運用を図るための調査を行うことができると規定している。

イ 本件条例 11 条は、「知事は、会派が交付を受けた政務調査費に係

る収入の総額から当該会派が行った政務調査費に係る支出（第8条第1項各号に掲げる費用に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該会派に対し、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」として、使途基準に反する支出が行われた場合の政務調査費返還請求について定めている。

3 不当利得返還請求権の存在

(1) 平成21年度の各会派の政務調査費の支出内容

ア 自由民主党愛知県議員団は、所属議員の事務所の賃借料、光熱費として1742万3945円、自動車のリース料として1856万3151円、合計3598万7096円を平成21年度の政務調査費として支出した。

イ 民主党愛知県議員団は、所属議員の事務所の賃借料として2208万7335円、自動車のリース料として1586万3834円、合計3795万1169円を平成21年度の政務調査費として支出した。

ウ 公明党愛知県議員団は、所属議員の事務所の賃借料として462万7980円、自動車のリース料として399万9880円、合計862万7860円を平成21年度の政務調査費として支出した。

(2) 上記支出の違法性

前項の各支出は、本件条例及び本件規程が規定する使途のうち事務費に該当するものとして支出されている。

しかしながら、本件規程の定める使途基準には、「事務費」の内容として「会派が行う調査研究に係る事務の遂行に要する事務用品・備品購入費、通信費等の経費」と規定されており、事務所の借上げ費や自動車のリース代を例示として挙げていないことに照らせば、これらは政務調査費の支出対象として想定されていないものと解すべきであ

る。

したがって、事務所の賃借料や自動車のリース代への支出は、本件条例および本件規程が定める使途基準に適合しない違法な支出である。

なお、議会が作成した政務調査費マニュアルには「事務費」の例示に自動車リース料や事務所賃借料が含まれている。しかし、マニュアルは本件条例及び本件規程に定められた使途基準の中でどのように政務調査費を使用すべきかを示すものにすぎず、上位規範たる本件条例や本件規程の内容を変更できるものではない。

- (3) よって、前記(1)に示した各会派の支出は、政務調査費として支出することが許されないものであり、各会派はこれらを不当に利得していることになるから、被告は、県の財産を回復するため、各会派に対して本条例11条に基づく不当利得返還請求を行わなければならない。

4 住民監査請求とその結果

- (1) 被告は、前項で述べた不当利得返還請求の義務を負っているにもかかわらず、各会派に対して不当利得返還請求権を行使しなかった。そこで、原告らは、平成23年2月18日、被告に違法に財産の管理を怠る事実があったとして、被告が不当利得返還請求権を行使するよう求める住民監査請求を提起した。
- (2) 愛知県監査委員は、平成23年4月14日、原告らに対して、上記監査請求を棄却する内容の監査結果を通知した(甲3)。

5 結論

よって、原告らは、愛知県が各会派に交付した平成21年度の政務調査費中、前記記載の違法支出分について、地方自治法242条の2第1項4

号本文、同条第2項1号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。

証 拠 方 法

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 甲第1号証 | 愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例 |
| 甲第2号証 | 愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する規程 |
| 甲第3号証 | 住民監査結果 |

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 9通 |

当事者目録

名古屋市東区

原告 内田隆 外 8 名

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

被 告 愛知県知事
大 村 秀 章

代理人目録

- 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5階 名古屋第一法律事務所
TEL 052-211-2236 FAX 052-211-2237
弁護士 佐久間 信司
- 名古屋市中区丸の内 2-16-23 丸の内ステーションビル 8階
TEL 052-220-5151 FAX 052-220-5152
弁護士 杉浦 英樹
- 名古屋市中区丸の内 3-6-19 ライオンズシティ久屋 503 (〒460-0002)
滝田法律事務所 (送達場所) TEL 052-961-1600 FAX 052-961-1615
弁護士 滝田 誠一 (担当)
- 名古屋市中区丸の内 3-6-41 リブビル 6階 弁護士法人リブレ
TEL 052-953-7885 FAX 052-953-7884
弁護士 間宮 静香
- 名古屋市北区山田 1-6-28 松田ビル 2階 さたけ法律事務所
弁護士 佐竹 靖紀
- 愛知県半田市広小路町 16 知多半田ステーションビル 4階 弁護士法人リブレ半田事務所
TEL 0569-84-3489 FAX 0569-32-8353
弁護士 柴田 将人
- 名古屋市熱田区神宮二丁目 6番 16号 南陽ビル 名古屋南部法律事務所
TEL 052-682-3211 FAX 052-681-5471
弁護士 濱 将周
- 名古屋市中区丸の内三丁目 6番 4号 リバーパーク丸の内 4階
TEL 052-953-7800 FAX 052-953-7801
弁護士 西野 昭雄
- 名古屋市西区城西一丁目 12番 12号 パークサイドビル 2階
TEL 052-529-6155 FAX 052-524-6424
弁護士 平井 宏和
- 名古屋市中村区椿町 15番 19号 大和生命名古屋ビル 2階
TEL 052-459-1750 FAX 052-459-1751
弁護士 小島 智史
- 愛知県岡崎市羽根町東荒子 38番 1 f. a. sビル 2階
TEL 0564-83-6151 FAX 0564-53-5388
弁護士 新海 聡